○厚生労働省令第四十九号

勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）第十三条第二項及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき、勤労青少年福祉推進者に関する省令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

勤労青少年福祉推進者に関する省令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（勤労青少年福祉推進者に関する省令の一部改正）

第一条　勤労青少年福祉推進者に関する省令（昭和四十六年労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「卒業した者」の下に「（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加え、「（前二号の者を除く。）」を削る。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三号中「卒業した者」の下に「（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省
国土交通省令第一号
経済産業省

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十六号）の一部の施行に伴い、復旧の目的としないこととした公共施設のうち河川、道路、上水道及び下水道について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

復旧の目的としないこととした公共施設のうち河川、道路、上水道及び下水道について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令

復旧の目的としないこととした公共施設のうち河川、道路、上水道及び下水道について支払うべき金額の算定基準を定める省令（平成十八年厚生労働省経済産業省国土交通省令第一号）は、廃止する。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十五条の二第二項の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　農林水産大臣　林　芳正

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「、アイルランド」を「、イタリア、英国、エストニア」及び「、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ」を削り、「、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、」を「及び」に、「、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びルクセンブルク」を「並びに欧州連合の加盟国」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　農林水産大臣　林　芳正

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一七、三七〇人」を「一七、三七七人」に改め、同表林野庁の項中「五、〇七四人」を「五、〇六七人」に改め、「うち、四、五九三人は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第一条第二項第四号に掲げる職員の定員とする。」を削る。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　農林水産大臣　林　芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項の表大中型まき網漁業の項中「南支那海」を「南シナ海」に、「毎航海」を「各週（日曜日から土曜日までの七日をいう。）ごと」に、「当該航海終了後三十日以内」を「当該各週の翌週の月曜日まで」に改める。

別表第二大中型まき網漁業の項第二号ハ及びニを削り、同項中第八号を第九号とし、同項第七号中「毎年七月一日から同年九月三十日までの」を「農林水産大臣が定めた」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　中西部太平洋条約海域におけるかつお又はまぐろに係る大中型まき網漁業の操業（投網前に視認される鯨又はじんべえざめから一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止する。